

# 秘密指定解除

外交記録・情報公開室



事務次官

昨26日午場懇談会以下  
 関係幹部の間で討議した結果  
 をとめた上で、アシア局長や大臣に  
 説明し御了解を得ました  
**日韓問題に対する韓国側希望と  
 これに対する日本側の方針(案)**

之  
 下  
 一  
 等  
 の  
 進  
 め  
 方  
 針  
 又

昭39/0.27  
 北東アジア課

## 1. 韓国側希望事項

去る10月22日表敬のために維名大臣を  
 来訪した金東群新任韓国代表部代表が日韓問  
 題の進め方に関する韓国側希望として述べた  
 ととのる要旨次のとおり。

- (1) 韓国側としては、いつでも日韓会談を再  
 開する準備ができたので、再開への「整地  
 作業」としてまず当面の諸問題(2000  
 万ドルの対韓商品奨助問題、延払いプラン  
 ト2件許可問題、対韓漁船輸出解禁問題、  
 韓国産品輸入増の問題、在韓日本商社に対  
 する課税問題等)を解決して再開のきつ

大臣が  
 方針を  
 述べた  
 こと  
 による  
 こと  
 による  
 こと  
 による

T. Oda  
 進  
 出  
 課  
 係  
 長

けをつかみたい。

(2) 上述(1)の「整地作業」を行なうため11月15日～20日くらいの間に、外務大臣に訪韓していただきたい。

(3) 上述(1)の「整地作業」が出来次第、早急に全面会談を再開し、各懸案のうちできるものから逐次進めて行きたい。

( 拿捕\* 日本漁船及び船員の釈放は、現在は韓国国内の空気が強硬なので、大臣の訪韓実現といつたきつかけをみつけて行ないたい。 )

## 2. 日本側の対処方針

上述人に対して日本側は次のとおり対処すべきものと考えられる。

(1) 外相訪韓に関しては、韓国をも含め近隣諸国との間の政府要人の相互往来については原則として柔軟性をもつて考えるべきであり、従つて、本件実現が日韓間の空気を改善し、日韓会談を再開し、その実質的進展をはかるきつかけとなるのであれば、あなごち頭から否定してかかふべきではない。

ただ、そのタイミングとしては最近の日本国内政情の推移、外相の国連総会への出席等の理由により、本年中は事実上不可能である。

又、その後における外相の訪韓の場合でも、

これを人の諸問題を解決し、「整地作業」を行なうためのものでしては著しく均衡を失するゆえ好ましくなく、外相訪韓はかかる懸案と切離す建前を堅持し、かつ事前に十分このことを先方に了解させ置く<sup>が</sup>要あり、然らざれば先方の「お土産」に関する期待が裏切られ逆効果の危険がある。もつともわが方の含みとしては現在の朝野の国民感情もあり、3隻のだ捕日本漁船と16名の抑留船員が釈放されていることは最少限度の前提条件となるう。

- (2) 日本側としては、人に述べた諸問題の解決（「整地作業」）は日韓間のルーチーン<sup>韓</sup>の案件として日本<sup>韓</sup>国交正常化交渉とは切離して処理されるべきものと考えているとこ

る、もし韓国側がこれらの解決を国交正常化交渉再開の前提とすることを固執するならば（この点更に打診の要あり）、会談の再開を遅延することとなろう。（もつともわが方は受けて立つ立場故、先方が右「整地作業」を前提条件とすることを撤回し、会談を早期再開することを懇請する要はない。）日本側としても原則として会談の早期再開には異存はないが、最近の国内関連情勢より見て、だ捕日本漁船船員の釈放を見る以前における再開は事実上至難であるう。（したがってだ捕漁船釈放については適当なきっかけを作つて可及的速やかにその実現をはかるよう努力する含みとする。）

(3) 日韓会談再開に際しては、さきに韓国側

の強い希望を容れて請求権の大筋につき優先解決に同意した経緯もあり、<sup>この際</sup>日本側としては既定<sup>え</sup>針通り漁業優先の原則を堅持し、少なくとも漁業問題の大綱につきわが方にとってアクセプタブルな内容を確保することを当面の目途とし、従つて韓国側をしてまず漁業農相会談の「再開」の方式に同意せしめるべきである。

ただし、韓国側が韓国国内情勢への考慮から体裁として他の諸懸案の討議も併せ行なうことを固執する場合は、従前の先例もあり、技術的要素の多く、かつ、<sup>先方の</sup>関心も大きい法的地位問題の小委員会再開を考慮することとする。(いずれにしても、形式的にせよ全懸案問題の同時平行審議を行なう

ことは、韓国側をして漁業問題と他の諸懸案を天秤にかけてバーゲインする<sup>策</sup>等に出でしめる結果となり、交渉上わが方にとって不利なるのみならず、交渉全般の進捗を遅延せしめることとなる。)

# 秘密指定解除

外交記録・情報公開室



## 日韓問題に対する韓国側希望と これに対する日本側の方針

昭39.10.29

外務省アジア局

### 1. 韓国側希望事項

去る10月22日表敬のために椎名大臣を  
来訪した金東肅新任韓国代表部代表が日韓問  
題の進め方に関する韓国側希望として述べた  
ところの要旨次のとおり。

- (1) 韓国側としては、いつでも日韓会談を再  
開する準備ができたので、再開への「整地  
作業」としてまず当面の諸問題（2000  
万ドルの対韓商品援助問題、延払いプラン  
ト2件許可問題、対韓漁船輸出解禁問題、  
韓国産品輸入増の問題、在韓日本商社に対  
する課税問題等）を解決して再開のきつか



けをつかみたい。

(2) 上述(1)の「整地作業」を行なうため、11月15日～20日くらいの間に、外務大臣に訪韓していただきたい。

(3) 上述(1)の「整地作業」が出来次第、早急に全面会談を再開し、各懸案のうちできるものから逐次進めて行きたい。

( 拿捕日本漁船及び船員の釈放は、現在は韓国国内の空気が強硬なので、大臣の訪韓実現といつたきつけをみつけて行ないたい。 )

## 2 日本側の対処方針

上述ノに対して日本側は次のとおり対処すべきものと考えられる。

- (1) 外相訪韓に関しては、韓国をも含め近隣諸国との間の政府要人の相互往来については原則として柔軟性をもつて考えるべきであり、従つて、本件実現が日韓間の空気を改善し、日韓会談を再開し、その実質的進展をはかるきつかけとなるのであれば、あながち頭から否定してかかるべきではない。

ただ、そのタイミングとしては最近の日本国内政情の推移、外相の国連総会への出席等の理由により、本年中は事実上不可能である。

又、その後における外相の訪韓の場合で

も、これを人の諸問題を解決し、「整地作業」を行なうためのものとしてでは著しく均衡を失するゆえ好ましくなく、外相訪韓はかかる懸案と切離す建前を堅持し、かつ事前に十分このことを先方に了解させ置く要があり、然らざれば先方の「お土産」に関する期待が裏切られ逆効果の危険がある。もつともわが方の含みとしては現在の朝野の国民感情もあり、3隻の北捕日本漁船と16名の抑留船員が釈放されていることは最少限度の前提条件となるう。

(2) 日本側としては、人に述べた諸問題の解決（「整地作業」）は日韓間のルーチーンの案件として日韓国交正常化交渉とは切離して処理されるべきものと考えているとこ

る、もし韓国側がこれらの解決を国交正常化交渉再開の前提とすることを固執するならば（この点更に打診の要あり）、会談の再開を遅延することとなる。 （もつともわが方は受けて立つ立場故、先方が右「整地作業」を前提条件とすることを撤回し、会談を早期再開することを当方より懇請する要はない。）日本側としても原則として会談の早期再開には異存はないが、最近の国内関連情勢より見て、先捕日本漁船船員の釈放を見る以前における再開は事実上至難である。 （したがって、先捕漁船釈放については適当なきつかけを作つて可及的速やかにその実現をはかるよう努力する含

みとする。)

- (3) 日韓会談再開に際しては、さきに韓国側の強い希望を容れて請求権の大筋につき優先解決に同意した経緯もあり、この際日本側としては既定<sup>オ</sup>本針通り漁業優先の原則を堅持し、少くとも漁業問題の大綱につきわが方にとつてアクセプタブルな内容を確保することを当面の目途とし、従つて韓国側をしてまず漁業農相会談の「再開」の方式に同意せしめるべきである。

ただし、韓国側が韓国国内情勢への考慮から体裁として他の諸懸案の討議も併せ行なうことを固執する場合は、従前の先例もあり、技術的要素の多く、かつ、先方の関心も大きい法的地位問題の小委員会再開を

考慮することとする。(いづれにしても、形式的にせよ全懸案問題の同時平行審議を行なうことは、韓国側をして漁業問題と他の諸懸案を天秤にかけてバーゲインする策に出でしめる結果となり、交渉上わが方にとって不利なるのみならず、交渉全般の進捗を遅延せしめることとなる。)

秘密指定解除

外交記録・情報公開室



日韓会談再開問題等に関する  
韓国側申入れに対する日本側  
回答

52/1/14  
北東アジア課

1 「陸地作業」の段取り

(1) 2000万ドル借款の交渉がまとまる(交換公文署名)のをきつかけとして、その直後に、韓国側は4隻(新洋丸、第53宝幸丸、第52源福丸、第65昭徳丸)の押留漁船および船員の釈放を実施するものと了解する。(但し、漁船拿捕問題は、他の諸懸案とは全くカテゴリーを異にし、かけひきの具に供せられるべきでないことを重ねて指摘する。)

(2) 韓国警備艇による取締は最近極めて厳しさを加え、ために本邦漁船の公海上におけ

る操業は著しく創約を受け、平年に比し6割の漁獲しかあげられず、倒産に瀕している船主も現われている状況である。従つて、政府、与党の間にも、**「整地作業」**の一つとして、後述の諸項目の実施に先立ち、本邦漁船のかかる操業状態の改善という成果があげられねばならぬという声があることをあらためて指摘する。

(3) ぶりの輸入については、50万ドルの外割を内定しており、年末までの適当な時期に公表する予定である。また、するめ等の水産物の外割についても、上記(2)との関連も考慮しつつ研究する用意がある。

(4) 漁船11隻の輸出許可および海苔5万車追加輸入については、これまで屢次指



續してきた事情があり、韓国側の希望に添うことはできない。

なお、韓国側は、従来それぞれ2回にわたつて、輸出禁止を承知の上で漁船建造を行なつたり、追加輸入の認められないことを承知の上で海苔を日本の港まで運んできて、その上で政治的圧力により日本側の許可を要請する態度をとつているが、今後はこのようなことは絶対ないよう十分注意してほしい。

(5) プラント延払いの2件追加の件は、最初  
の2件についての話し合いに当り韓国側より  
本年度はこの2件に限る旨確言があり、そ  
の基礎に大取側をおろした懸線にもかんが  
み、今になつてさらに2件を追加すること

はできない。(但し、明年度になつてこの  
2件を優先的に取上げて検討する用意はあ  
る。)

(4) 在韓日本商社課税問題が早期に円滑解決  
するよう韓国政府当局の特段の配慮を望む。

(5) 「整地作業」の重要な一環としてこの際  
日本側から注文したいことは、今後会談が  
再開し話し合いがまとまつて行く時期になつ  
て、また韓国国内において日韓会談反対の  
動きが表面化するようでは、兩國関係者の  
折角の努力も水泡に帰るので、この際韓  
国政府におかれては一段と国内PRに努力  
していただきたい。

## 2 日韓会談再開問題

日本側としては、従来の経緯、とくに2年前韓国側の強い希望を容れて請求権問題の大綱につき優先解決をはかった事情にかんがみ、日韓会談の早期妥結のためには、この際先ず漁業問題の大綱につき合意を成立せしめる必要があると確信している。従つて、会談を再開するに当つては、漁業問題の討議が直ちに実質的進展をみるという見通しが立つことが是非必要であり、この見通しさえ立つならば再開の時期は年内であつても差支えないと考へる。

もし韓国側が直ちに漁業閣僚会談を開くことを好まず、先ず代表レベルの会談からはじめたいというのであれば、日本側としても、

新たに開かれる代表レベルの会談においては韓国側代表も従来とは異り大幅の裁量権を与えられるという前提に立つ限り、これに応ずる用意がある。(代表レベルの会合を続ける意義があるかどうかは2~3回開いてみればわかる。)

なお、韓国側はあえてすべての懸案の討議を同時に開始してほしいとはいわないが、国内に対する説明の都合もあり、せめて法的地位問題の討議でも同時に再開してほしいと要求しているので、日本側としてもこれに応ずる用意がある。但し、このことはもとより日本側の激業優先解決の方針を修正するものではなく、また、法的地位の討議において、韓国側が本年春までに両国代表間で非公式に激

---

見一致をみているラインから後退しないとの  
了解を 訓達とするものである。

### 3 薩名外相の訪韓問題

訪韓に際しておみやげを期待されては困るが、朝鮮を親善訪問ということであれば、今年は無理だが、来年になつてからの適宜な時期をえらんでお招きに応ずる用意がある。また、時期については、差当つては、明年前半というよりを漠然たる表現にとどめることにしたい。

#### 4 東南アジア外相会議

日本政府としては、アジア地域の平和と繁栄に應分の寄与ができることであれば、これに積極的態度で臨む方針であることは御承知のとおりであるが、現在計画されている東南アジア外相会議は、第一に、参加国がアジア諸国の中の特定の性格の国のみに限定されており、アジアの複雑微妙な国際関係にかんがみ、この会議に参加する国としない国との関係において却つて種々の懸念やしこりを惹起する危険性があると考えられ、さらに、第二に率直にいつて会議の目的ないし議題が漠然としており、具体的な成果が乏しい結果に終るのではないかと考えられるので、折角のお招きではあるが、日本としては今度の会議に参加する意向はないので御了承ありたい。

極秘

(幹部会協議資料)

日韓共同宣言案に規定すべき通  
商関係事項について

昭 39.11.30

経済局アジア課

1. 第7次日韓全面会談発足に伴ない、2月7日を第1回として基本関係分科委員会も開かれることとなつたところ、右においてわが方から提示すべき日韓共同宣言案中に両国間通商関係につき何らかの規定をおくべきか。また、おくとすればいかなる内容のものとするべきか。具体的には下記(1)、(2)または(3)の何れとすべきかの問題がある。

(1) 何も規定しない。

(2) 通商航海条約または協定締結のための交渉を速やかに開始すべき旨の規定のみをおく(ポーランドあるいはチェコとの国交回復に関する協定およびビルマとの平和条約方式)。

(3) 上記(2)の規定に加えて該当する条約または協定が締結されるまでの間両国通商関係を律すべき実質的規定を設ける(桑港条約



日華平和条約付屬議定書、インドとの平和条約、インドネシアとの平和条約方式。なお、ソ連との間には上記(2)に準ずる日ソ共同宣言7項を受けて「貿易の発展および最惠国待遇の相互許与に関する議定書」がある)。

2. 現在日韓間通商関係には、「金融」、「貿易」及び「暫定海運」の3協定(何れも戦後わが国独立回復以前にSCAPと韓国政府との間に締結されたもの)の条項が、両国政府間の交換公文により事実上(IN PRCTICE)適用されているのみであり、相互の通商関係を基本的に律する通商航海条約のごときものはなく、また上記3協定は内容的にも形式的にも古く、何れ改定を要するものである。従つて、采るべき両国間国交正常化に伴ない、このような基本的な両国通商関係規定が合意されることは望ましいことである。

① 31日、OITA、UNCITC  
の2つの合意を遂げた

3. しかし、

② 取引に IQRN 規定あり

(1) 通商航海関係は従来の日韓会談の主題とはなつておらず、実質的な規定につき比較的短時日のうちに合意に達することは容易でなく現在これを企てることは日韓会談全体の進行を妨げることとなるおそれが極めて強い。

(2) とくに、貿易関係については、日韓貿易の大幅な慢性的不均衡に鑑み、韓国側が片貿易是正や特恵の問題等を持ち出して来る可能性が大である。又日本側よりは現行オープンアカウント協定廃止を持出さざるを得ないであろう。

(3) 過去の日韓会談では、日本側からは前記1.(3)の立場に立つ諸案が出されたことがあるが、これら案の提出に当つては省内における意見調整及び関係省との連絡は必ずしも充分行なわれていなかった模様であり、また第1次会談(昭和27年2~4月)以

①  
非-  
committed

性運了  
は「は」  
risk  
の  
の  
の  
の  
の

9  
11  
後は本件につき韓国との間にも殆んど実質的な討議は行なわれておらず、今日過去の交渉経緯にとられる必要はないと考えられる。

(4) 韓国の経済事情、関係法規等は必ずしもわが方に充分明らかではないので、たとえ暫定的なものにせよ、通商関係規定案を得るにはわが方としてとくに慎重を要し、また関係省とも充分意見調整を行なう要あり、このためには相当の時日を要する。

(5) とくに、入国滞在、事業活動に関する最恵国待遇許与等の事項については、韓国との特殊関係に鑑み、極めて慎重な考慮を要する。

(6) 基本的通商関係規定の不存在にもかかわらず、差当つてはとくに大きな不便は生じていない。

4. 以上の理由により、共同宣言案中の規定ぶりとしては上記(2)の方式を採り、「日本国

この部分が取り除かれないように注意

及び大韓民国は、その貿易、海運その他の通商の関係を安定した、かつ、友好的な基礎の上におくために、条約または協定を締結するための交渉をできる限り速やかに開始することに同意する」との規定のみをおくこととし、実質的な通商航海関係規定については、別途両国間で交渉するとの態度で、今次日韓会談に臨むことと致したい。



第6回在アフリカ公館長会議配布資料

日韓問題

昭和39年11月30日

アジア局北東アジア課

1. 日韓会談においては、一昨年末の請求権問題解決に関する大筋の意見一致があつて後、交渉全体の進捗を左右するものは漁業問題の進展如何ということになった。

漁業問題については、日本側は一昨年末専管水域の幅員を1/2カイリとすることを内容とする提案を行ない、以後専管水域の幅員がこれ以上に及び得ないことにつき韓国側の説得に努めて来た。その結果、韓国側においても専管水域の幅員を1/2カイリとするのでなければ日本との間に漁業問題の解決をはかり得ないとの点につき次第に理解が深まつているようである。

他方、韓国側はかねてより漁業資源保護の必要性を強調して来たが、これに加えて、李ラインが撤廃されれば日本漁船が大挙出漁し

来り、弱体の韓国漁民の生業が維持できなくなるとの不安が韓国内に強いことを強調するようになり、専管水域の外側でも漁業規制を行なうべきであると強く主張し始めた。これに対し日本側は、沿岸漁民の保護のために12カイリの専管水域を認めるわけであり、また、李ラインがなくなつたところで日本漁船が経済性を無視して韓国沿岸にのみ集中して漁撈することはあり得ないとの反論を行なつた。しかし、韓国側が大挙出漁の不安に固執するので、日本側も昨年秋より、(イ)公海自由の原則に従うこと、(ロ)魚族資源の最大の持続的生産性を確保する見地に立つこと、(ハ)これまでの操業の実態を尊重すること、(ニ)実施可能な規制方式をとることを条件として、専管水域の外側の水域における規制問題についても専門家間の検討をすることに同意した。

このほか、漁業問題に関連しては、韓国側が韓国漁業が近代化され十分成り立つて行く

よう日本より漁業協力を行なつて欲しいと求めている問題がある。

以上、漁業問題における三つの問題を中心として本年3月より4月にかけて日韓間に両国農林大臣による漁業閣僚会談を開催した。この会談においては、韓国側は事前に日本側が予想していたよりはよほど柔軟性のある態度を示し、率直な意見交換の結果、双方の理解が深まった。この会談を通じての問題点を一致点不一致点にわけてみるならば未だ未解決の問題が多いとせざるを得ないが、その時点において、日本側交渉関係者にはこれらの問題点につき大体どの辺りで妥結できるかにつき、ある程度の心証が得られるまでに至っていた。

2. しかし、この漁業閣僚会談の開催中、金鍾泌民主共和党議長が東京に立寄り、彼による裏面工作が活潑に行なわれているとの新聞報道が伝わると、韓国国内では野党側がかねて

より日本側に譲歩しすぎるとして政府を攻撃していたことに加えて、学生が対日屈辱外交反対をとなえて3月後半より大規模なデモを開始した。このため、漁業閣僚会談は4月6日をもつて一応中断されるに至った。

学生デモは日韓会談における政府の姿勢を批判すると同時に、金鍾泌に対する反感も大きな要素を占めていた如くであり、事態收拾にあたり政府側が当面の糊塗策に汲々としたのにもない。学生デモは次第に反政府的色彩を帯びるに至った。他方、5月3日に行なわれた対米ドル・レート切下げに続いて経済状態は一層悪化し、デモ騒ぎは社会不安の様相を帯びて激化の一途をたどり、6月3日に戒厳令が宣布された。

3. 戒厳令宣布後、金鍾泌は勉学を理由として米國に赴いた。また、事態の一応の落ち着きとともに戒厳令解除をめぐつて与野党間に折衝が開始され、まず言論機関や学生活動の行き



過ぎを規制する立法を行なつてから戒厳令を解除すべきであるとする政府・与党側の主張と何はさておき先ず戒厳令を解除すべきであるとする野党側主張とが対立したが、結局、政府・与党側の譲歩により、7月29日を期して戒厳令が解除された。しかしながら、韓国政情はなお流動的に推移する要素を含んでおり、日本政府としては、かねて韓国政府が会談の実質的進展をはかり得るだけの態勢を整備する時期につき注視してきた次第である。

4 最近(10月20日)赴任してきた金東祚在京韓国代表部代表は、韓国側に会談再開の準備が出来たとして、早急に全面会談を再開したいとの意向を示してきた。日本側としては、従来、3隻の日本漁船および16名の漁船員が韓国側に抑留されている事情により会談再開には応じ難いとの空気が強かつたが、韓国側がこれら漁船および漁船員を会談再開までには釈放することを確認したので、韓国

側の会談再開の申入れに応ずることとした。  
よつて、日韓間で12月3日より新たに第7  
次会談として日韓会談を開始し、12月7日  
より分科委員会を開き、漁業問題、在日韓国  
人の法的地位問題、基本関係問題の討議に入  
ることに合意をみた。

5. なお、会談関係とは別に、日韓間にある当面の問題の主たるものは次のとおりである。

- (イ) 椎名外務大臣は、韓国側の招請に応え日韓間の友好関係増進のための親善訪問として来年2月中旬までの適当な機会に訪韓する予定である。
- (ロ) 政府は、韓国経済の困難打開のためわが国より如何なる寄与ができるかにつき、6月以来韓国側の要望も徴しつつ政府部内で検討を加えてきた結果、9月22日の閣議において、韓国の遊休工場施設を稼働せしめ、雇傭の増大と輸出の増進を図るため、総額2000万ドルの範囲内で韓国側の通常輸出用原材料および機械部品を中心とする延払い輸出（条件は利率5.75パーセント、頭金なし、返済は1年据置の後4年間償還）を行なうことを決定し、その細目取極のための韓国側

代表団との協議も整い、近く交換公文の署名を行なう予定である。

- (イ) 現在、韓国向けの漁船(5年以上経過の木造中古船を除く)の輸出は昭和28年6月5日の閣議了解で禁止されているが、韓国側は既に韓国向けとして建造済みの11隻の漁船輸出の許可を要求している。(なお、例外措置として昭和37年11月に冷凍運搬船(実質的にはまぐろ漁船)5隻の輸出を許可した経緯がある。)
- (ロ) 韓国側は、対日貿易アンバランスの是正のため、機会あるごとに、のり、魚介類、牛豚、無煙炭等1次産品のわが国の輸入増を要求している。これらの品目のうちには、わが国の同種産品と競合し、需給上買付困難なものがあり、また韓国産品の国際競争力の乏しさとも関連して、わが国で市場性のあまりないものもある

が、政府としては前向きに努力している。

- (ホ) 本年9月初め、韓国政府は、突然在韓日本商社に課税してきた。在韓日本商社は正式に商業活動を認められていないという事情にあるが、課税それ自体はやむをえないことであり、合理的なものでありさえすれば納税に応ずるとの肚を商社側でも固めている。しかし、加算税の賦課、税率等につきなお疑義があるので、商社の韓国税務当局に対する異議申立と平行して、政府間の交渉を進め、問題の解決に努めている。

極秘

1964. 12. 2

外務審議官

アジア局長

広瀬参事官

北東アジア課長

佐藤総理の黄田次官への指示  
(日韓関係)

本12月3日黄田次官が佐藤総理と会見した

際 総理より 次のとおりのお話があった。

1. [redacted] が総理に対し 岸前総理と自分(朴)

が手を組んで日韓交渉促進の裏工作をしたい

との希望を申してきたので 総理より テラスカレシ

しておいたが 本日 再び面会を申入れてきてい

( [redacted] にかつたる人物かにつき、黄田次郎に  
北東アジア課より

御説明しておいた。

2. 椎名外相の訪韓前に議員団を訪韓せし

めてムードを高めたいと思ふので、外務省

で検査してほしい。

## 日韓会談の経緯概要

39 / 25

北東アジア課

### (1) 予備会談

昭和26年9月8日サン・フランシスコで署名された「日本国との平和条約」第2条(2)は「(日本は)朝鮮の独立を承認」する旨を規定し、また、同条約第21条は、「(朝鮮は同条約の)第2条(領土権の放棄)、第4条(財産請求権)、第9条(漁業協定)及び第12条(通商航海条約)の利益を受ける権利を有する」旨を規定していたので、同条約の発効に伴い日韓間に国交を樹立することおよび上記の諸問題を含む日韓間の諸問題を解決する必要があることが予想された。(平和条約にいう「朝鮮」は韓国を意味するものと解された。)そこで、昭和26年10月20日、連合軍最高司令部のあつせんの下に、日韓予備会談が開始され、その討議は約2カ月



で終了した。

(2) 第1次会談

第1次会談は、平和条約発効までに妥結することを目途として、昭和27年2月15日から、日本側松本俊一、韓国側梁祐燦首席代表の下で開かれたが、請求権問題に関する意見の対立が主要な原因となつて、同年4月25日をもつて打ち切られた。

なお、韓国政府は、この会談の開始前の同年1月18日、「海洋主権宣言」を發布し、いわゆる「李ライン」を一方向的に設定した。

(3) 第2次会談

第2次会談は、昭和28年4月15日から7月23日まで、日本側久保田貫一、韓国側金溶植首席代表の下で開かれたが、諸懸案について妥結の見通しがつかないまま、夏期休会に入つた。

(4) 第3次会談

第3次会談は、夏期休会に入つていた第2

次会談の継続として、昭和28年10月6日より開かれたが、いわゆる「久保田発言」の問題を契機として、同年10月21日決裂した。

(5) 抑留者相互釈放および第4次会談再開に関する交渉

昭和29年以降、特に昭和32年春以降、第3次会談中絶後に発生した新事態、すなわち、韓国側による日本漁船の拿捕および漁夫の抑留、強制退去処分が付された韓国人の引取り拒否等の問題を解決し、極度に悪化した日韓間の雰囲気改善し、あわせて第4次会談開催の段取りを決めるための交渉が続けられた結果、昭和32年12月31日妥結し、関係文書の調印をみた。

(6) 第4次会談

第4次会談は、昭和33年4月15日より、日本側沢田康三、韓国側林炳稷首席代表の下に開かれたが、韓国側は、請求権、在日韓人、

船舶等の問題について一方的な主張を繰返す一方、日本側の重視する漁業問題の解決について全く熱意を示さなかつたので、特別の進展がみられなのまま、同年12月20日より冬期休会に入つた。

(7) 再開第4次会談

第4次会談の冬期休会中、在日朝鮮人の北鮮帰還問題が具体化したため、韓国側の態度が硬化し、一時会談の再会が危ぶまれたが、韓国側より、会談の「無条件」再開の申入れがあり、昭和34年8月12日より再開された（韓国側首席代表は許政に変わる）。その後、北鮮帰還の実施に伴つて同年11月再び中絶、更に翌35年4月15日再度再開の運びとなつたが、4月19日に至つて韓国に4月学生革命が起きたため、会談は中止となつた。

(8) 第5次会談

韓国の政局は、その後、許政暫定政権を経て、昭和35年8月張勉内閣が成立、同9月小坂外相が韓国を訪問、その際の話合いに基づいて、同10月25日から、日本側沢田廉三、韓国側兪鎮午首席代表の下に第5次会談予備会談が開始された。この会談は、両国間の空気が李承晩政権時代に比し著るしく好転してきたことを反映して相当の進展をみせたが、昭和36年5月16日に発生した軍部クーデターにより張勉政権が倒れたので、またまた中絶することとなつた。

(9) 第6次会談

クーデターによつて成立した韓国軍部政権は、その成立当初より、日韓会談の妥結を重要な外交施策の一つとして推進する方針を明らかにし、日本政府もこれを歓迎、昭和36年10月20日より、日本側杉道助、韓国側斐義煥首席代表の下に第6次会談が開催され

た。

会談が開始されて間もなく、訪米の途次来日した趙正熙韓国国家再建最高会議議長は、11月12日池田総理と会見し、会談の早期妥結について原則的意見の一致をみた。その後昭和37年3月12日より17日まで、小坂外相・崔徳新外務部長官間に政治折衝が行なわれ、請求権問題について可成りの進展をみせたが、同時に、双方の基本的な考え方に依然大きくいちがいのあることが改めて明らかになり、その後会談は一時停止の状態となつた。

#### (10) 予備交渉

昭和37年8月21日より、杉・斐両首席代表の間で、第6次会談予備交渉という名称で、請求権問題を新たな角度から打開する試みが続けられ、その間、同年秋には2回にわたり大平外務大臣と金鐘泌中央情報部長の会談も開かれて側面より予備交渉促進の努力も

7

払われた結果、同年末までに、日本より無償、有償の経済協力を行ない、その随伴的効果として請求権問題の解決を日韓間で確認するという方式につき大筋の意見一致を見た。

昭和38年に入り、交渉の重点は漁業問題に移り、累次の専門家会合や同年7月26日及び30日の大平外相・金溶植外務部長官会談等を経て、討議は次第に進捗した。同年末、韓国では2年7カ月振りに民政移管が実現したが、朴正熙大統領は軍政時代の日韓会談早期妥結方針に変わりないことを確認した。その後昭和39年3月10日より赤巖相・元容奭農林部長官間の漁業閣僚会談開催され、双方の主張は一段と近づくが、ソウルに起つた学生デモのため4月6日をもって同閣僚会談は休会に入つた。

#### (1) 再開第6次会談

昭和39年<sup>3</sup>月12日、漁業閣僚会談開催と平行して、第6次会談本会議が再開された

が、漁業関係会談の休会とともに事実上中止となつた。

(2) 第7次会談

第7次会談は、日本側杉道助、韓国側金東祚首席代表の下に昭和39年12月3日、本会議第1回会合を開き、同7日より差当り漁業、法的地位、基本関係の3委員会を開くこととなつた。



日韓首脳間の会談において明らか  
にすべき日本側の立場（試案）

391221

北東アジア課

1. 基本的な問題

(1) 韓国政府の性格

日本側としては、日韓会談に臨む基本的立場として、韓国政府は、1948年の国連決議でいう意味での朝鮮半島に成立している唯一の合法政府ではあるが、その実効的支配および管轄権は現在のところ北鮮には及んでいないという事実を前提としており、従つて、この立場と形式的、実質的に矛盾する協定を作ることはできない。

（注、韓国側は、具体的問題処理の話し合いにおいてはその実効的支配および管轄権が北鮮には及んでいないという事実を前提とした討議に依じているが、原則的な立場例えば韓国側基本関係条約案においては、韓国政府が韓国におけ



る唯一の合法政府であることを日本側が無条件に確認することを強く要求している。)

## (2) 懸案の一括処理

日本側としては、漁業、請求権をはじめ日韓間のすべての諸懸案を一括解決するとの方針を維持する。この一括解決の中には竹島問題(後記3.5)参照)を含む。

(注、韓国側は、漁業問題で日本側と大巾に妥協した場合には国内各方面で強い反対が起り日韓間のすべての協定の批准が不可能になるおそれもあるとして、漁業協定は当分棚上げないし暫定取極にとどめ、請求権等韓国側の「取り分」になるものだけの協定をとりまとめて国交正常化を実現したいとの気持もあるようであるが、これでは日本側にとりすべて「持ち出し」であるのみならず、この機会をのがしては日韓間の漁業問題をわが方の満足し得る形で解決する時期は無期限に延ばされるおそれが大である。)

## 2 漁業問題

### (1) 専管水域

日本側としては、韓国側が一方的管轄権を有し得るのは、12カイリの専管水域内に限られ、その外側の水域においては形式的にも実質的にも一方的な管轄権を認めることは国際法および国際慣行上の原則からしてできない。

(注、韓国側は、主として国内世論への考慮から、李ラインを何らかの名目で残しておきたいとの考えを依然すてておらず、また、12カイリ外李ライン内の水域における日本漁船の操業に対し韓国政府が許可をするという方式をとりたいと考えているとも伝えられる。)

### (2) 濟州島周辺の直接基線の引き方

日本側としては、国際法上の立場、特に諸外国との漁業問題の処理に対する影響に鑑み、濟州島と本土とを一体とした直線基

線を引くことを認めることはできない。しかも、濟州島を本土と切り離して直線を引いた上でならば、同海域に対する韓国側の深い関心に対してできるだけ考慮を払う用意はある。

(注、韓国側は、政治折衝を通じて韓国側主張を日本側に受諾せしめようと従来から種々工作しているが、この点は単に日韓間の問題ではなく、わが国の諸外国との漁業関係に重大なる影響をもつ原則問題である。)

### (3) 共同規制水域における隻数の調整

日本側としては、専管水域の外側の公海における操業を規制する資源論上の必要性を認めていないが、韓国側の立場も考慮し、日本漁船の操業実績が十分尊重、確保される限度において、かつ、日韓双方が形式的にも実質的にも平等な規制に服するという原則に基づき、共同規制措置につき合意をはかる用意がある。

(注、韓国側は、1.2カイリの専管水域

外李ライン内の水域に対する沿岸国（韓国）の優先的漁業権の思想をすてておらず、政治折衝において先ず日本側にこの思想を受諾せしめ、その上で韓国側に極めて有利な具体的隻数を決定したい考えのようである。他方、この水域のある種の漁業資源が涸渇する危険のあることも一応事実のようであり、他の第三国との漁業協定とは離れた弾力的考慮を要する可能性なきや検討し置く要がある。）

#### (4) 漁業協力

日本側としては、漁業協力は「民間企業による商業上の信用供与」（いわゆる大平金了解における第3項目）という前提をくずすことはできないが、その前提に立つ限り、韓国零細漁民の発展のため最も効果的な協力方式につき種々協議に応ずる用意がある。

（注、韓国側は、特別に有利な条件の包

括的な信用供与（いわゆる大平・金了解における第2項目に近いもの）を望んでいるが、もしこれを認めれば、請求権問題解決のためのいわゆる大平・金了解を事実上増額する結果となる。しかし、韓国ないしインドネシア緊急援助の例にならない条件については一応の標準を示すことぐらいは研究し置く要がある。）

### 3. その他の問題

#### (1) 請求権問題の解決方式

請求権問題は、いわゆる大平・金了解に基づき、無償供与3億ドル、長期低利借款2億ドル（および相当額の通常の民間信用供与）の供与により、日韓間の請求権問題が完全に解決したことを双方が確認するという方式により最終的に解決することとする。これに関連する未決2点については、(イ)長期低利借款の返済は据置期間7年を含めて20年、(ロ)対韓債権（約4573万ドル）の返済方法は10年間均等というラインで妥協をはかる。

（注、未決2点につき、韓国側は(イ)は27年、(ロ)は10年間均等を、日本側は(イ)は20年、(ロ)は3年以内を主張しているが、(ロ)を3年以内とする場合も無償供与のくり上げを約束しているので、実質的には10年間均等と差がなく、よつてこの際上記ラインでとりまとめるのが妥当である。）

## (2) 船舶および文化財問題

日本側としては、上記(1)方式による請求権問題の解決により当然船舶および文化財問題も解決したとの立場である。従つて、これとは別に相当量の船舶の提供を要求する韓国側の立場は認めることはできない。ただ、文化財については、その特殊性格および韓国民の感情を考慮して、日韓文化協力の一環として、国有の韓国出土文化財の相当数を贈与(または「引渡し」)を考慮する。

(注、韓国側は、日本側が過去の会談において、一定量の船舶の提供を提案した事実にも未だこだわっているが、日本側としては3億、2億の巨額の供与に同意した後の現時点において、これに付加して船舶の提供をすることは到底できないとの立場である。文化財については、韓国側は「返還」、日本側は「贈与」を主張しているが、最終的

には「引渡し」で妥協するほかないと思われ  
れる。)

(3) 拿捕日本漁船の返還問題

日本側としては、李ラインを不当とする  
立場から、本件を当然の要求と考えている  
が、日韓会談のすべての懸案について妥当  
な解決が得られた際には、本件請求を今後  
行なわない旨約束する用意がある。

(注、李ライン設定(昭和27年1月18  
日)以後拿捕され未帰還の漁船は174隻、  
これに伴い損害額はある計算によれば2000  
万ドル以上となつている。

なお、本件請求を放棄した場合には国内  
補償措置を講ずる必要がある。)



(4) 在日韓国人の法的地位問題

問題の焦点である永住権付与の範囲に関し、日本側としては、本年3月提示の妥協案（「協定発効後5年以内に生れた者」までに付与）以上に譲ることはできない。ただし、この点が合意された上では、在日韓国人の事情を十分考慮し、その後に生れる子孫の地位についても十分の考慮を払う用意はある。

（注、韓国側は従来より子々孫々にまで永住権が付与されるべきであると主張し本年4月の提案でも「親は子に準ずる」という規定により同じ目的をねらっているが、日本側は、子孫を冷遇したり追出したりする気は毛頭ないが、建前として、日本国内に特殊な永住権をもつ少数民族が無期限に存在することは好ましくなく、むしろ完全に日本化した二世、三世は次第に日本に帰化せし

11

めることにより大きく抱擁して行くべきであると考えている。)

(5) 竹島問題

日本側としては、日韓国交正常化実現の際に竹島問題が未解決のまま残つていゝことでは国民感情の上からも到底認め得ないところなので、少くとも本問題解決の明確な目途をつけておくべきであるとの立場から、本件を最終的にはICJに付託することを両国間で合意するとの提案を行なつてゐる次第である。

(注、韓国側は、本件は日韓会談の議題外であると主張しつつ、第三国による調停という方法が日本側事情を最大限考慮した上での妥協案であるとしているが、第三国による調停だけでは強制力がなく、韓国側の竹島一方的点拠という事態が無期限に継続することになるおそれが大である。他方、韓国側は、

国連にも I C J にも加入していないこと、

[REDACTED]

韓国としては I C J には応じない可能性多く、

[REDACTED]

12月22日朝、牛嶋善彦官室  
における対議の結果(概)  
送った試案。



日韓首脳間の会談において明らか  
にすべき日本側の立場(試案)

39/22/

北東アジア課

1. 基本的な問題

(1) 韓国政府の性格

日本側としては、日韓会談に臨む基本的  
立場として、韓国政府は、1948年の国  
連決議でいう意味での朝鮮半島に成立して  
いる唯一の合法政府ではあるが、その実効  
的支配および管轄権は現在のところ北鮮に  
は及んでいないという事実を前提としてお  
り、従つて、この立場と形式的、<sup>(にも(文意の注で))</sup> 実質的にも<sup>(取り決めの  
内容面)</sup>  
矛盾する協定を作ることはできない。

(注、韓国側は、具体的問題処理の話し合  
いにおいてはその実効的支配および管轄  
権が北鮮には及んでいないという事実  
を前提とした討議に依じているが、原  
則的な立場例えば韓国側基本関係条約  
案においては、韓国政府が韓国におけ

る唯一の合法政府であることを日本側  
が無条件に確認することを強く要求し  
(なお、諸外国の承認の実例を徴するに、国連決議195(IV)を引用している。)

## (2) 懸案の一括処理

日本側としては、漁業、請求権をはじめ  
日韓間のすべての諸懸案を一括解決する  
の方針を維持する。この一括解決の中には  
竹島問題(後記3.(5)参照)を含む。

(注、韓国側は、漁業問題で日本側と大巾  
に妥協した場合には国内各方面で強い  
反対が起り日韓間のすべての協定の批  
准が不可能になるおそれもあるとして、  
漁業協定は当分棚上げないし暫定取極  
にとどめ、請求権等韓国側の「取り分」  
になるものだけの協定をとりまとめて  
国交正常化を実現したいとの気持もあ  
るようであるが、これでは日本側にと  
りすべて「持ち出し」であるのみなら  
ず、この機会をのがしては日韓間の漁  
業問題をわが方の満足し得る形で解  
決する時期は無期限に延ばされるおそれ  
が大である。)

## 2. 漁業問題

### (1) 専管水域

日本側としては、韓国側が一方的管轄権を有し得るのは、12カイリの専管水域内に限られ、その外側の水域においては形式的にも実質的にも一方的な管轄権を認めることは国際法および国際慣行上の原則からしてできない。

(注、韓国側は、主として国内世論への考慮から、李ラインを何らかの名目で残しておきたいとの考えを依然すてておらず、また、12カイリ外李ライン内の水域における日本漁船の操業に対し韓国政府が許可をするという方式をとりたいと考えているとも伝えられる。)

### (2) 濟州島周辺の直接基線の引き方

日本側としては、国際法上の立場、特に諸外国との漁業問題の処理に対する影響に鑑み、濟州島と本土とを一体とした直線基

線を引くことを認めることはできない。しかも、濟州島を本土と切り離して直線を引いた上でならば、同海域に対する韓国側の深い関心に対してきり分け考慮を払う用意はある。

(注、韓国側は、政治折衝を通じて韓国側主張を日本側に受諾せしめようと従来から種々工作しているが、この点は単に日韓間の問題ではなく、わが国の諸外国との漁業関係に重大なる影響をもつ原則問題である。)

### (3) 共同規制水域における隻数の調整

日本側としては、専管水域の外側の公海における操業を規制する資源論上の必要性を認めていないが、韓国側の立場も考慮し、日本漁船の操業実績が十分尊重、確保される限度において、かつ、日韓双方が形式的にも実質的にも平等な規制に服するという原則に基づき、共同規制措置につき合意をはかる用意がある。

(注、韓国側は、1.2カイリの専管水域

外李ライン内の水域に対する沿岸国（韓国）の優先的漁業権の思想をすてておらず、政治折衝において先ず日本側にこの思想を受諾せしめ、その上で韓国側に極めて有利な具体的隻数を決定したい考えのようである。他方、この水域のある種の漁業資源が涸渇する危険のあることも一応事実のようであり、他の第三国との漁業協定とは離れた弾力的考慮を要する可能性なきや検討し置く要があろう。）

#### (4) 漁業協力

日本側としては、漁業協力は「民間企業による商業上の信用供与」（いわゆる大平金了解における第3項目）という前提をくずすことはできないが、その前提に立つ限り、韓国零細漁民の発展のため最も効果的な協力方式につき種々協議に応ずる用意がある。

（注、韓国側は、特別に有利な条件の包



括的な信用供与（いわゆる大平・金了解における第2項目に近いもの）を望んでいるが、もしこれを認めれば、請求権問題解決のためのいわゆる大平・金了解を事実上増額する結果となる。しかし、韓国ないしインドネシア緊急援助の例にならない条件については一応の標準を示すことぐらいは研究し置く必要がある。）

### 3. その他の問題

#### (1) 請求権問題の解決方式

請求権問題は、いわゆる大平・金了解に基づき、無償供与3億ドル、長期低利借款2億ドル（および相当額の通常の民間信用供与）の供与により、日韓間の請求権問題が完全に解決したことを双方が確認するという方式により最終的に解決することとする。これに関連する未決2点については、(イ)長期低利借款の返済は据置期間7年を含めて20年、(ロ)対韓債権（約4573万ドル）の返済方法は10年間均等というラインで妥協をはかる。

（注、未決2点につき、韓国側は(イ)は27年、(ロ)は10年間均等を、日本側は(イ)は20年、(ロ)は3年以内を主張しているが、(ロ)を3年以内とする場合も無償供与のくり上げを約束しているので、実質的には10年間均等と差がなく、よつてこの際上記ラインでとりまとめるのが妥当である。）

## (2) 船舶および文化財問題

日本側としては、上記(1)方式による請求権問題の解決により当然船舶および文化財問題も解決したとの立場である。従つて、これとは別に相当量の船舶の提供を要求する韓国側の立場は認めることはできない。ただ、文化財については、その特殊性格および韓国民の感情を考慮して、日韓文化協力の一環として、国有の韓国出土文化財の相当数を贈与(または「引渡し」)を考慮する。

(注、韓国側は、日本側が過去の会談において、一定量の船舶の提供を提案した事実には未だこだわっているが、日本側としては3億、2億の巨額の供与に同意した後の現時点において、これに付加して船舶の提供をすることは到底できないとの立場である。文化財については、韓国側は「返還」、日本側は「贈与」を主張しているが、最終的

には「引渡し」で妥協するほかないと思われ  
れる。)

(3) 拿捕日本漁船の返還問題

日本側としては、李ラインを不当とする  
立場から、本件を当然の要求と考えている  
が、日韓会談のすべての懸案について妥当  
な解決が得られた際には、本件請求を今後  
行なわない旨約束する用意がある。

(注、李ライン設定(昭和27年1月18  
日)以後拿捕され未帰還の漁船は174隻、  
これに伴う損害額はある計算によれば2000  
万ドル以上となつている。

なお、本件請求を放棄した場合には国内  
補償措置を講ずる必要がある。)

(A) 在日韓国人の法的地位問題

問題の焦点である永住権付与の範囲に関し、日本側としては、本年3月提示の妥協案（「協定発効後5年以内に生れた者」までに付与）以上に譲ることはできない。ただし、この点が合意された上では、在日韓国人の事情を十分考慮し、その後生れる子孫の地位についても十分の考慮を払う用意はある。

（注、韓国側は従来より子々孫々にまで永住権が付与されるべきであると主張し本年4月の提案でも「親は子に準ずる」という規定により同じ目的をねらっているが、日本側は、子孫を冷遇したり追出したりする気は毛頭ないが、懸前として、日本国内に特殊な永住権をもつ少数民族が無期限に存在することは好ましくなく、むしろ完全に日本化した二世、三世は次第に日本に帰化せし

めることにより大きく抱擁して行くべきであると考えている。

(5) 竹島問題

日本側としては、日韓国交正常化実現の際に竹島問題が未解決のまま残つていゝことでは国民感情の上からも到底認め得ないところなので、少くとも本問題解決の明確な目途をつけておくべきであるとの立場から、本件を最終的にはICJに付託することを両国間で合意するとの提案を行なつてゐる次第である。

(注、韓国側は、本件は日韓会談の議題外であると主張しつつ、第三国による調停という方法が日本側事情を最大限考慮した上での妥協案であるとしているが、第三国による調停だけでは強制力がなく、韓国側の竹島一方的点検という事態が無期限に継続することになるおそれが大である。他方、韓国側は、

国連にも I C J にも加入していないこと

と、

韓国としては I C J には応じない可能性多く、



497  
総理訪米資料

議題 2 (3) 日韓問題

1. 第7次会談に臨む日本側の基本態度

日韓両国の関係を正常化するための第7回目の会談は去る12月3日開始された。

韓国側は、全懸案の同時平行審議を行なうことを主張している。しかしながら、日本側は、2年前、韓国側の特殊事情にかんがみ、請求権問題のみを切り離して優先解決をはかつてほしいとの韓国の主張を認めて、その解決につき大筋の合意をみた経緯もあるので、今回は、日本側の最大の関心事である漁業問題を優先的にとりあげ、その大綱につき台意の成立をはかるべき順序であると考えている。この問題につき大筋の合意さえできれば、その他の諸懸案の解決や条文作成の作業は比較的



順調に進捗するものと思われる。日本側としては、漁業問題の討議が直ちに実質的進展をみることが絶対に必要であると考えており、韓国側がこの点に十分理解を示すことを期待している。

## 2. 漁業問題に対する日本側の基本方針

漁業問題については、日韓両国が公海自由の原則の上に立つて、共通の利害関係を有する漁業資源の最大の持続的生産性を確保しつつ、両国漁業の共存共栄をはかるというのが基本方針で、この方針の下に早急に合理的内容を持つ日韓漁業協定を締結し操業上の紛争を防止したい考えである。

過去の会談においては、韓国側は、いわゆる「李ライン」の存続を前提とし、この前提に基づいて漁業問題を話し合うという立場をとつたため、「李ライン」は国際法及び国際

慣習上不法、不当であり、絶対にこれを認めえないとする日本側の主張と真向から対立し、話し合いは進展しなかつた。

しかしながら、第5次会談以降、双方の理解も次第に進み、討議はようやく軌道にのり、昨年夏頃までに、漁業問題の解決は、(1)国際慣行を尊重したものであること、(2)魚族資源の最大の持続的生産性を確保する見地に立つこと、(3)公平にして実施可能な規制方式をとること、(4)これまでの操業実態を尊重すること等について原則的な意見の一致をみた。そして、昨年秋よりかかる諸原則を当該海域の地理的条件、漁業の実態につき如何に具体化するかに関し両国間に討議が行なわれた。日本側としては、これらの原則に基づく具体的な提案として、(1)「李ライン」の撤廃を前提に漁業交渉の妥結をはかること、(2)漁業専管水域の設置は認めるが、その幅員については国際先例に従い1/2カイリとすること、(3)漁

業専管水域の幅員を測る基線についても国際通念に基づいた合理的なものでなければならぬこと、(二)漁業専管水域の外側の公海は原則として自由に操業をなすべきであるが、資源保全のため公平かつ実施可能な規制を行なうことの諸点を主張した。その後、本年3月10日より4月6日にかけて日韓農相会談が12回にわたり開催され、卒直な意見の交換が行なわれ、相互の立場に対する理解が深められたが、主要問題については合意に達するまでに至らず、韓国の国内政情流動化のため一時中断した。交渉は、12月7日、第7次日韓会談漁業委員会としてようやく再開されるに至った。

( 参考 )

## 日韓会談の経緯概要

### 1. 予備会談

昭和26年9月8日サン・フランシスコで署名された「日本国との平和条約」第2条は「(日本は)朝鮮の独立を承認」する旨を規定し、また、同条約第27条は、「(朝鮮は同条約の)第2条(領土権の放棄)、第4条(財産請求権)、第9条(漁業協定)及び第12条(通商航海条約)の利益を受ける権利を有する」旨を規定していたので、同条約の発効に伴い日韓間に国交を樹立することおよび上記の諸問題を含む日韓間の諸問題を解決する必要があることが予想された。(平和条約にいう「朝鮮」は韓国を意味するものと解された。)そこで、昭和26年10月20日、連合軍最高司令部のあつせんの下に、日韓予備会談が開始され、その討議は約2カ月

で終了した。

## 2. 第1次会談

第1次会談は、平和条約発効までに妥結することを目途として、昭和27年2月15日から、日本側松本俊一、韓国側梁祐際首席代表の下で開かれたが、請求権問題に関する意見の対立が主要な原因となつて、同年4月25日をもつて打ち切られた。

なお、韓国政府は、この会談の開始前の同年1月18日、「海洋主権宣言」を發布し、いわゆる「李ライン」を一方向的に設定した。

## 3. 第2次会談

第2次会談は、昭和28年4月15日から7月23日まで、日本側久保田貫一、韓国側金溶植首席代表の下で開かれたが、諸懸案について妥結の見通しがつかないまま、夏期休会に入つた。

## 4. 第3次会談

第3次会談は、夏期休会に入つていた第2

次会談の継続として、昭和28年10月6日より開かれたが、いわゆる「久保田発言」の問題を契機として、同年10月21日決裂した。

5. 抑留者相互釈放および第4次会談再開に関する交渉

昭和29年以降、特に昭和32年春以降、第3次会談中絶後に発生した新事態、すなわち、韓国側による日本漁船の拿捕および漁夫の抑留、強制退去処分が付された韓国人の引取り拒否等の問題を解決し、極度に悪化した日韓間の雰囲気改善し、あわせて第4次会談開催の段取りを決めるための交渉が続けられた結果、昭和32年12月31日妥結し、関係文書の調印をみた。

6. 第4次会談

第4次会談は、昭和33年4月15日より、日本側沢田廉三、韓国側林炳稷首席代表の下に開かれたが、韓国側は、請求権、在日韓人、

船舶等の問題について一方的な主張を繰返す一方、日本側の重視する漁業問題の解決について全く熱意を示さなかつたので、特別の進展がみられないまま、同年12月20日より冬期休会に入つた。

#### 7. 再開第4次会談

第4次会談の冬期休会中、在日朝鮮人の北鮮帰還問題が具体化したため、韓国側の態度が硬化し、一時会談の再会が危ぶまれたが、韓国側より、会談の「無条件」再開の申入れがあり、昭和34年8月12日より再開された（韓国側首席代表は許政に変わる）。その後、北鮮帰還の実施に伴つて同年11月再び中絶、更に翌35年4月15日再度再開の運びとなつたが、4月19日に至つて韓国に4月学生革命が起きたため、会談は中止となつた。

## 8. 第5次会談

韓国の政局は、その後、許政暫定政権を経て、昭和35年8月張勉内閣が成立、同9月小坂外相が韓国を訪問、その際の話合いに基づいて、同10月25日から、日本側沢田廉三、韓国側兪鎮午首席代表の下に第5次会談予備会談が開始された。この会談は、両国間の空気が李承晩政権時代に比し著るしく好転してきたことを反映して相当の進展をみせたが、昭和36年5月16日に発生した軍部クーデターにより張勉政権が倒れたので、またまた中絶することとなつた。

## 9. 第6次会談

クーデターによつて成立した韓国軍部政権は、その成立当初より、日韓会談の妥結を重要な外交施策の1つとして推進する方針を明らかにし、日本政府もこれを歓迎、昭和36年10月20日より、日本側杉道助、韓国側裴義煥首席代表の下に第6次会談が開催され



た。

会談が開始されて間もなく、訪米の途次来日した趙正熙韓国国家再建最高会議議長は、11月12日池田総理と会見し、会談の早期妥結について原則的意見の一致をみた。その後昭和37年3月12日より17日まで、小坂外相・崔徳新外務部長官間に政治折衝が行なわれ、請求権問題について可成りの進展をみせたが、同時に、双方の基本的な考え方に依然大きなくいちがいのあることが改めて明らかになり、その後会談は一時停止の状態となつた。

#### 10. 予備交渉

昭和37年8月21日より、杉・斐両首席代表の間で、第6次会談予備交渉という名称で、請求権問題を新たな角度から打開する試みが続けられ、その間、同年秋には2回にわたり大平外務大臣と金鍾泌中央情報部長の会談も開かれて側面より予備交渉促進の努力も

7

払われた結果、同年末までに、日本より無償・有償の経済協力を行ない、その随伴的効果として請求権問題の解決を日韓間で確認するという方式につき大筋の意見一致を見た。

昭和38年に入り、交渉の重点は漁業問題に移り、累次の専門家会合や同年7月26日及び30日の大平外相・金溶植外務部長官会談等を経て、討議は次第に進捗した。同年末、韓国では2年7カ月振りに民政移管が実現したが、朴正熙大統領は軍政時代の日韓会談早期妥結方針に変わりないことを確認した。その後昭和39年3月10日より赤城農相・元容奭農林部長官間の漁業閣僚会談が開催され、双方の主張は一段と近ずいたが、ソウルに起つた学生デモのため4月6日をもって同閣僚会談は休会に入つた。

#### 11. 再開第6次会談

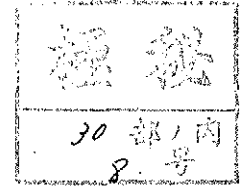
昭和39年<sup>3</sup>月12日、漁業閣僚会談開催と平行して、第6次会談本会議が再開された

が、漁業関係会談の休会とともに事実上中止  
となつた。

## 12. 第7次会談

第7次会談は、日本側杉道助、韓国側金東  
祚首席代表の下に昭和39年12月3日、本  
会議第1回会合を開き、同7日より差当り漁  
業、法的地位、基本関係の3委員会を開いて  
いる。

1/9  
d  
送  
取  
手  
紙



総理訪米 発言要領

27 - 松崎 俊一

日韓問題

1. 第7次会談に臨む日本側の基本態度

日韓両国の関係を正常化するための第7次会談はさる12月3日開始されました。

会談の進め方に関して日本側は、2年前、韓国側の熱望に応じ交渉上の不利を承知の上で請求権問題のみを切り離して優先解決をはかり先ずそれにつき大筋の合意をみた経緯もあるので、今回は、日本側の最大の関心事である漁業問題を優先的にとりあげ、その大綱につき合意の成立をはかるべき順序であると考えております。私はこの問題につき大筋の合意さえできれば、その他の諸懸案の解決や条文作成の作業は比較的順

調に進捗するものと思っており、韓国側がこの点に十分理解を示すことを期待しております。

なお、現在は討議の題目となっておりませんが、竹島の帰属という困難な問題があり、これについては、日本としては、最終的に国際司法裁判所の審決に委ねるという主張を貫きたいと思っております。

## 2. 漁業問題に対する日本側の基本方針

日本側としては、漁業問題の解決のための具体的な提案として、(1)漁業交渉の妥結をはかり、もつて「李ライン」の撤廃を実現すること、(2)漁業水域の設置は認めるが、その幅員については、国際先例に従い1/2カイリとすること、(3)漁業水域の幅員を測る基線についても、国際通念に基づいた合理的なものでなければならないこと、(4)漁業水域の外側の公海は原則として自由に操業をなすべきであるが、資源保全のため公平かつ実施可能な規

制を行なうことの諸点を主張してきております。さる12月7日再開された第7次日韓会談漁業委員会においては、年内までに5回の会合が開かれ、年末年始の休暇を終つた後、1月18日から再開の予定で、その際日本側としては、韓国側代表が十分な裁量権をもつて交渉に臨んでくることを強く期待している次第であります。

### 3. 韓国に対する経済協力問題

日本としては、隣国としての責任にかんがみ、かつ、言語、習慣の類似性等の好条件もあり、現在および将来、韓国に対する経済協力をできる限り実施する方針であり、最近では輸出産業用原材料、機械および機械部品の延払い輸出枠2,000万ドルの設定が合意され、また、種々の民間延払い輸出が漸次実現の方向に向つております。なお、日韓会談における請求権問題の解決策として、無償供与3億ドル、長期低利借款2億ドルを供与することに日韓間で大筋の合意をみていることは御承知のとおりであります。